

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

平成 26 年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地における取引価格が前年を 4,000 円程下回る 12,000 円台(1 俵 60 キロ)になることが取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が懸念される。

平成 26 年度から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになる。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかり知れない。

政府は、主食用米から飼料用米への転換について、助成金を増額して誘導しているが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、実需者とのマッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場では十分な対応ができない状況にある。

そもそも、この間の米価の下落は、平成 25 年度、平成 26 年度の基本方針を決めた平成 25 年 11 月の食料・農業・農村政策審議会食糧部会で、平成 26 年 6 月末の在庫が 2 年前に比べて 75 万トンも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことに原因がある。

また、攻めの農政改革で 5 年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけている。

主食の米の需給と価格の安定をはかるのは政府の重要な役割である。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給調整を行うのは当然のことであり、国において緊急に過剰米処理を実施するよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 2 日

新潟県佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄